

令和元年12月

長門市農業委員会総会議事録

長門市農業委員会

令和元年12月総会議事録

1 日 時 令和元年12月6日(金) 午前9時30分

2 場 所 長門市役所4階会議室2

3 付議事件

議 案

第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について (2件)

第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について (1件)

第3号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について
(利用権12件・農地中間管理事業に係る利用権6件)

報告事項

1 農地法第18条第6項の規定による通知を受理したもの(合意解約)(8件)

2 土地現況証明報告(非農地証明) (1件)

3 その他

・次回総会 1月15日(水) 午前9時30分から 市役所4階会議室

・現地調査 1月7日(火) 予定

4 出席委員(16人:議席順)

1番 元永 博次 4番 尾崎 和生 6番 松田 晴久

7番 大田 裕美 8番 木村 正雄 9番 安村 清美

10番 大野 耕作 11番 末永 恵子 12番 藤川 久志

13番 中野千恵子 14番 藤田 保明 15番 山近 洋祐

16番 福光 達男 17番 野中 保志

18番 松田 昭洋(会長職務代理者) 19番 脇坂 泰行(会長)

5 欠席委員(3人)

2番 林 一志 3番 大田 寛治 5番 大汐 光晴

6 関係人

農林課一市一農場推進室 主査 栗畑 貞宣

7 農業委員会事務局職員

事務局長 光井 修

事務局長補佐 梅本 武利

書記 坂倉 幸三

8 会議の概要

議 長
(会長)
挨拶

令和元年 12 月の総会の開会にあたり、一言御挨拶を申し上げます。

(挨拶)

議 長

本日の付議事項は、議案 3 件、報告事項 2 件でございます。

慎重審議の上、決定をいただきますようお願いをいたしまして、簡単ではございますが、開会にあたっての御挨拶といたします。

引き続き、11 月の総会以降に出席をした行事等について、簡単に御報告をいたします。

(会議等の報告)

議 長

それでは、ただ今から令和元年 12 月の総会を開会いたします。

在任する委員の総数は 19 名、本日の出席委員 16 名、欠席委員 3 名でございます。

よって、在任委員の過半数が出席をされていますので、長門市農業委員会会議規則第 7 条の規定により、総会は成立をしております。

次に、議事録署名人の指名をさせていただきます。

6 番、松田晴久委員、7 番、大田裕美委員、よろしくお願いをいたします。

議事に入ります。

議案第 1 号、農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請について、を議題といたします。

1 番から順次審議を致します。事務局の説明を、お願いいたします。

事務局長
補佐

説明に入ります前に一部資料に訂正がございましたので、資料の差替え及び追加をお願いいたします。

まず、3 ページの議案第 3 号ですが、各地区の集計に誤りがありました。大変失礼いたしました。

また、9 ページの報告事項 1 ですが、番号 2 の賃貸人のお名前の誤がありました。大変失礼いたしました。

それぞれ、修正したものをお配りしておりますので、差替えをお願いいたします。

また、報告事項において、総会資料発送後に現況確認の申請がありましたので、御手元に追加資料をお配りしています。

ご迷惑をおかけしますが、よろしくお願いいたします。

それでは、議案に入ります。1 ページを御覧ください。

議案第 1 号、農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請について、農地

法第3条第1項の規定により、下記農地の申請があったので審議を求める。

令和元年12月6日提出、長門市農業委員会会長、脇坂泰行。

番号1です。

土地の所在、大字日置下字上野崎、地番▲▲▲番、地目は登記簿、現況ともに田、面積は2,610㎡。ほか1筆、全体面積は5,579㎡。

譲受人は、日置下▲▲▲番地、●●●●さん。

譲渡人は、日置下▲▲▲番地▲、●●●●●さん。

権利の種類は、所有権の移転です。理由としまして、譲受人が、以前から経営規模拡大を考えていたところ、譲渡人から売買の申し出があったので、これに応じるもの。譲渡人が、高齢のため、耕作が困難になり、借入金返済に充てるため、農地の一部を売り渡すこととしたものです。

場所につきましては、「議案位置図等添付資料」1ページ及び2ページを御覧ください。長門市役所日置支所から西へ約2.2kmのところに位置する農地です。

農地法第3条第2項各号の農地の権利移動の制限に関する事項について、御説明いたします。「農地法審査基準」1ページを御覧ください。

第1号の全部効率利用要件についてですが、耕作要件、農機具の保有状況、農作業に従事する従事者数の状況からみて、農地の全てを効率的に利用できるものと見込まれます。

第2号の農地所有適格法人以外の法人の規定及び第3号の信託要件の規定については、いずれも該当しておりません。

第4号の農作業従事要件ですが、農作業を行う日数から農作業に常時従事することが判断できます。

第5号の下限面積要件ですが、本市の5,000㎡以上の要件を満たしております。

第6号の転貸禁止要件については、所有権移転で自ら耕作されるものであり、該当しません。

第7号の地域調和要件ですが、今回の権利移動により、周辺農地の農作業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えます。

以上のことから、農地法第3条第2項各号には該当せず、許可要件の全てを満たしております。

以上です。御審議の程、よろしくお願いいたします。

議 長

引き続いて、当地区の担当の11番、末永委員、補足説明、御意見がありましたら、よろしくお願いいたします。

11番

11番、末永です。

現地確認の当日、私は、他の視察研修と日程が重なったため、前日の26

日に単独で現地確認を致しました。

申請地と譲受人の自宅は1km離れているそうですが、申請地は国道に隣接したほ場整備田で、農作業になんら支障はないと思います。

また、譲渡人が高齢で、耕作が困難であることを考慮すれば、売買により譲受人が農地として維持管理されることは望ましいことだと思います。

皆様の審議を、お願いいたします。

議 長

事務局、担当委員の説明、意見は以上でございます。

本件について、質問、御意見はございませんか。

(質問、意見なし)

議 長

質問、御意見もないようでございますので、採決をいたします。

本件、許可することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(挙手多数)

議 長

挙手多数であります。よって、本件は、許可することに決定をいたします。

番号2、お願いします。

事務局長
補佐

番号2です。

土地の所在、大字日置中字下面浴、地番▲▲▲▲番▲、地目は登記簿、現況ともに田、面積は1,590㎡。ほか2筆、全体面積は4,046㎡。

譲受人は、日置中▲▲▲▲番地、●●●●さん。

譲渡人は、日置中▲▲▲▲番地、●●●●さん。

権利の種類は、所有権の移転です。理由としまして、譲受人が、長年、申請地を耕作しており、譲渡人から売買の申し出があったので、これに応じるもの。譲渡人が高齢で、維持管理が困難なため、譲受人に譲り渡すこととしたものです。

場所につきましては、「議案位置図等添付資料」1ページ及び4ページを御覧ください。長門市役所日置支所から南へ約2.6kmのところに位置する農地です。

農地法第3条第2項各号の農地の権利移動の制限に関する事項について、御説明いたします。「農地法審査基準」1ページを御覧ください。

第1号の全部効率利用要件についてですが、耕作要件、農機具の保有状況、農作業に従事する従事者数の状況からみて、農地の全てを効率的に利用できるものと見込まれます。

第2号の農地所有適格法人以外の法人の規定及び第3号の信託要件の規定については、いずれも該当しておりません。

第4号の農作業従事要件ですが、農作業を行う日数から農作業に常時従事することが判断できます。

第5号の下限面積要件ですが、本市の5,000㎡以上の要件を満たしております。

第6号の転貸禁止要件については、所有権移転で自ら耕作されるものであり、該当しません。

第7号の地域調和要件ですが、今回の権利移動により、周辺農地の農作業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えます。

以上のことから、農地法第3条第2項各号には該当せず、許可要件の全てを満たしております。

以上です。御審議の程、よろしくお願いいたします。

議 長

引き続いて、当地区の担当の17番、野中委員、補足説明、御意見がありましたら、よろしくお願いいたします。

17番

17番、野中です。

11月27日に、脇坂会長と事務局とで現地調査を行いました。

今回、申請のあった農地は、譲受人の●●さんが長年、小作として耕作されており、譲渡人の●●さんから売買の申し出があったので、これに応じることとし、今後は自作地として耕作し、安定した経営に取り組みたいとのことです。

審議の程を、よろしくお願いいたします。

議 長

事務局、担当委員の説明、意見は以上でございます。

本件について、質問、御意見はございませんか。

(質問、意見なし)

議 長

質問、御意見もないようでございますので、採決をいたします。

本件、許可することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(挙手多数)

議 長

挙手多数であります。よって、本件は、許可することに決定をいたします。

続きまして、議案第2号、農地法第5条第1項の規定による許可申請に

事務局長
補佐

ついて、を議題といたします。
事務局の説明をお願いします。

2 ページを御覧ください。

議案第 2 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について、農地法第 5 条第 1 項の規定により、下記農地の申請があったので審議を求める。

令和元年 12 月 6 日提出、長門市農業委員会会長、脇坂泰行。
番号 1 です。

土地の所在、大字東深川字下郷、地番▲▲▲▲番▲、地目は登記簿、現況ともに田、面積は 649 m²。権利の種類は賃借権の設定です。

借受人は、東深川▲▲▲▲番地▲、●●●●さん。

貸付人は、東深川▲▲▲▲番地、●●●●さんです。

転用の目的は、パネル枚数 126 枚、パネル設置面積 241.48 m²、発電出力 37.125 k w の太陽光発電設備です。理由としまして、借受人が、太陽光発電事業を行う自己所有の土地がなく、用地を探していたところ、貸付人の土地がそれに適していたため、これを借り受け、事業を行うもの。貸付人は、申請地での耕作及び管理が困難になっていたところ、借受人からの申し出があったのでこれに応じることとしたもの。

申請地につきましては、「議案位置図等添付資料」1 ページ及び 7 ページを御覧ください。長門市役所から西へ約 580m に位置する農地です。

また、8 ページには公図、9 ページには土地利用計画図を添付しております。

ここで「農地法審査基準」7 ページを御覧ください。立地基準の農地の区分ですが、農用地区域内の農地以外で、甲種農地を含む第 1 種農地、第 3 種農地のいずれの要件にも該当しない農地で、該当条文なしの第 2 種農地に該当し、他に適当な土地がないため、許可基準を満たしていると考えます。

次に、一般基準ですが、「農地法審査基準」10 ページを御覧ください。

なお、判断を必要としない許可基準については、説明を省略させていただきます。

(1) 農地転用の確実性です。まずアの「資力及び信用」についてですが、金融機関の融資証明の写しの提出があり、確実であると考えます。ウの「遅滞なく申請の目的に供する見込み」については、許可後から 1 年以内に完了することになっており、確実であると考えます。オの「義務付けられている行政庁との協議」については、経済産業省へ設備認定申請済です。キの「計画面積の妥当性」については、土地利用計画図、事業計画書から適当であると考えます。

次に (2) 被害防除措置の妥当性についてですが、被害防除計画書の内容

から判断し、土砂の流出又は崩壊等の発生のおそれはなく、雨水については、自然流下により農業用排水路に放流し、汚水については発生しないため、特に問題はないと考えます。

以上のことから、この案件につきましては、農地法第5条第2項各号に該当しないため許可要件の全てを満たしていると考えます。

以上です。御審議の程、よろしくお願いいたします。

議長

当地区の担当は私でございますので、簡単に補足説明をいたします。

図面を見ながら話を聞いて下さい。

今月6日に、事務局、深水推進委員とで現地調査を行いました。

本件農地は、東深川下郷区の山陰本線のガード下をくぐって、北側に入った集落の中にある農地です。

位置図見ていただければお分かりと思いますが、農地の周辺には家屋がありますが、今年までは水稻を耕作されていたようでございます。

農地所有者と事業者は親子ですので、転用の目的理由の記載にはちょっと違和感がありますが、申請書を作成した行政書士が考えたのではないかと推察をしております。

事務局からは、周辺に家屋がありますので、土地所有者にお話をするようにと、申請した行政書士には伝えているようですが、申請者は下郷区に昔から居住をしている親子ですので、後で問題は起こらないだろうと考えております。

以上のことから、他に法の規制もかかりませんので、許可して差し支えないと私は考えております。

私の説明、意見は以上でございます。

本件について、質問、御意見はございませんか。

(質問、意見なし)

議長

質問、御意見もないようでございますので、採決をいたします。

本件、許可することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(挙手多数)

議長

挙手多数であります。よって、本件は、山口県農業会議に意見聴取を求め、適当と認めるとの回答の後、許可することに決定をいたします。

続きまして、議案第3号、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について、を議題といたします。

事務局の説明を、お願いいたします。

事務局長
補佐

3 ページになりますが、先程差替えをお願いいたしました資料を御覧ください。

議案第 3 号、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について。

農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定により、下記農用地利用集積計画の申請があったので、審議決定を求める。

令和元年 12 月 6 日提出、長門市農業委員会会長、脇坂泰行。

12 月 27 日の公告となりまして、従来からの利用権設定と中間管理事業に係る利用権設定の 2 つとなっております。

まず、従来からの利用権設定です。

賃貸借ですが、三隅地区が、1 件 1 筆の 2,642 m²。長門地区が、2 件 3 筆の 5,544 m²。日置地区が、4 件 13 筆の 18,416 m²。油谷地区が、1 件 2 筆の 2,143.16 m²。計が、8 件 19 筆の 28,745.16 m²。

使用貸借は、三隅地区が、1 件 1 筆の 2,038 m²。長門地区が、1 件 1 筆の 1,794 m²。日置地区が、1 件 2 筆の 1,509 m²。油谷地区が、1 件 1 筆の 1,330 m²。計が、4 件 5 筆の 6,671 m²。合計しますと、三隅地区が、2 件 2 筆の 4,680 m²。長門地区が、3 件 4 筆の 7,338 m²。日置地区が、5 件 15 筆の 19,925 m²。油谷地区が、2 件 3 筆の 3,473.16 m²。全体で、12 件 24 筆の 35,416.16 m²となります。詳細につきましては、4 ページ 5 ページを御覧ください。

次に、6 ページからの農地中間管理事業に係る利用権設定です。

賃貸借ですが、長門地区のみで、4 件 13 筆の 29,867 m²。

使用貸借は、三隅地区のみで、2 件 2 筆の 3,470 m²。合計しますと、三隅地区が、2 件 2 筆の 3,470 m²。長門地区が、4 件 13 筆の 29,867 m²。全体で、6 件 15 筆の 33,337 m²の設定面積となります。詳細につきましては、7 ページ 8 ページを御覧ください。

基盤強化促進法第 18 条第 3 項に定めてあります、農用地の利用計画が基本構想に適合すること、農用地を効率的に利用して耕作すること、耕作に必要な農作業に常時従事することの利用計画要件を満たしていると考えます。

補足説明があれば、農林課一市一農場推進室、粟畑主査からお願いいたします。

農林課
一市一農場
推進室主査

一市一農場推進室の粟畑です。

申し訳ありません。一つ訂正をお願いします。

農地中間管理機構の 7 ページを御覧ください。

一番左の農地ナンバー 6 の●●●●さんの中の一番下にあります▲▲▲▲番地ですが、物納重量 71 kg を 60 kg に訂正をお願いします。

この件につきましては、当初 71 kg で契約をされていたのですが、後日、

本人さんと農事組合法人●●●●●さんとの協議によりまして、袋単位にしてほしいとの連絡がありましたので、訂正をお願いします。

訂正については以上です。

その他には特にありませんが、御承認の程を、よろしくお願いします。

議 長

事務局の説明は、以上でございます。

本件について、議案に示された地区を担当する委員の方から、補足説明、御意見などございますか。

(補足説明、意見なし)

議 長

議案全体について質問、御意見はございませんか。

(質問、意見なし)

議 長

質問、御意見もないようでございますので、採決をいたします。

本件、承認される方は、挙手をお願いいたします。

(挙手多数)

議 長

挙手多数であります。よって、本件は、承認することに決定をいたします。

引き続いて、報告事項に入ります。報告事項1、お願いいたします。

事務局長

9 ページを御覧ください。

報告事項1でございます。農地法第18条第6項の規定による通知を受理したもの、合意解約です。

番号1です。

令和元年10月1日に合意解約をしております。

ほか7件の合意解約でございます。

議 長

報告事項1、よろしいですか。

(質問、意見なし)

議 長

続きまして、報告事項2、お願いします。

事務局長

ここで、総会資料発送後に現況確認の申請がございましたので、御報告

をいたします。御手元にお配りしています資料を御覧ください。

報告事項 2 でございます。土地現況証明報告、非農地証明です。
番号 1 です。

現地は、原野となっており、令和元年 12 月 4 日に会長、松田委員、塩瀬
推進委員、事務局とで確認し、非農地として証明をしております。
以上でございます。

議 長 報告事項 2、よろしいですか。

(質問、意見なし)

議 長 以上で、報告事項を終わります。
続きまして、その他、連絡事項などがありましたらお願いします。

事務局長 その他でございます。

本日、皆様の御手元に配布しております、平成 31 年、令和元年長門市農
地賃借料情報についてでございます。

この情報につきましては、平成 21 年度の農地法改正により標準小作料制
度による設定がなくなりましたので、農地法第 52 条により農地の利用関係
の調整に資するため、賃借料に関する情報を提供するというものでござい
ます。

この情報につきましては、毎年 1 月に全戸配布します「農業委員会だよ
り」への掲載と市ホームページでの情報提供を予定しております。

それでは、算定にあたっての考え方について御説明をいたします。

今年の 1 月から 12 月までに公告されました、利用権設定における水稻作
付賃借料の 10 a 当たりを地区別に取りまとめたものでございます。

賃借料の物納支給に係る米の基準額につきましては、JA の米概算金単
価を参考に設定しております。平成 24 年 11 月総会での申し合わせによ
り、直近の 5 年間分での平均を基本とし算定することとしておりますので、
平成 27 年から平成 31 年、令和元年の平均で算定した結果、今年の設定基
準額は 10,000 円となります。

集計結果を見ますと、平均額は昨年と比較して長門地区がマイナス 100
円の 5,000 円、三隅地区がプラス 100 円の 4,400 円、日置地区が同額の 4,500
円、油谷地区はマイナス 100 円の 4,500 円となり、市全体としては、昨年
より 100 円減額の 4,600 円となっております。

また、地域ごとの賃借料については、一覧の方をお読み取りいただけた
らと思います。

なお、賃借料情報はあくまでも参考ですので、基本的には当事者間で話

し合って賃借料を決めていただくということになります。

説明は以上ですが、「農業委員会だより」と長門市ホームページに掲載をして公表するにあたり、御意見等がございますでしょうか。

(質問、意見なし)

事務局長

よろしければ、平成 31 年、令和元年の農地賃借料情報については、この数値で公表をさせていただきます。

その他は、以上でございます。

続きまして、連絡事項です。

来月、年明けの 1 月の定例総会ですが、1 月 15 日、水曜日、この会場で開催をいたします。

なお、現地調査につきましては 1 月 7 日、火曜日を予定しております。該当する委員さんには、後日、事務局から集合時間等を連絡いたしますので、御立会をよろしくお願いいたします。

以上でございます。

主 査

事務局からもう一点でございます。

この総会が終わりましたら、農業委員会だよりの編集会議を行いたいと思いますので、会長さん、松田会長職務代理、大田裕美委員さん、末永委員さん、中野委員さんは、お疲れのところ誠に恐縮でございますが、引き続き御参加をよろしくお願いいたします。

議 長

以上で、事務局が予定した議題は終了いたしました。

委員の皆様から、何か質問、御意見等はございませんか。

(質問、意見なし)

議 長

それでは、以上をもちまして、本日の総会を終了いたします。

お疲れ様でございました。

終了時間 午前 10 時 5 分

会議の経過を記録して、その相違ないことを証するためここに署名押印する。

令和元年 12 月 6 日

長門市農業委員会会長

脇 坂 泰 行



議事録署名委員

松 田 晴 久



議事録署名委員

大 田 裕 美

